

発議第5号

千葉市美術館条例の一部改正について

千葉市美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出

提出者	千葉市議会議員	盛田	眞弓
〃	〃	安喰	初美
〃	〃	栳澤	洋平
〃	〃	中村	公江
〃	〃	福永	洋
〃	〃	野本	信正

千葉県条例第 号

千葉県美術館条例の一部を改正する条例

千葉県美術館条例（平成7年千葉県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

一般	500円	400円	を
大学生・高校生	370円	290円	
中学生・小学生	250円	200円	

」

「

一般	500円	400円	に
----	------	------	---

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 25歳以下の者は、常設展示の観覧利用料金は無料とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和2年7月11日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

若い世代が広く芸術文化に接する機会及び場を拡大し、芸術文化の振興を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。